マル得便チラシ掲載内容に関するお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のことお慶び申し上げます。

平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、姫路商工会議所チラシ封入サービス (マル得便) におきまして、郵便法による 信書便取扱いのガイドラインに則り、封入チラシ掲載内容の見直しを行うことと致 しましたのでご連絡します。

敬具

記

■見直し事項:

マル得便封入チラシに「会議所会員向け」、「会議所会員限定」等の記載を行わない。

■見直し理由:

マル得便を封入している「ひめじ商工会議所報」は信書以外の文書として約8,200社の会員事業所様に毎月発送しています。

「会議所会員向け」、「会議所会員限定」等の文言は、「文書自体に受取人が記載されている文書」として信書に該当するおそれがあり、マル得便を含む発送物が信書に該当した場合、発送が行えない可能性があります。

参考 信書のガイドライン(総務省)

https://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html

■お願い事項:

チラシ作成時には「会議所会員向け」、「会議所会員限定」等の記載を行わないようお願い申し上げます。また、判断に迷う場合はチラシの印刷前に事前に姫路商工会議所までご連絡ください。

ご利用のお客様には事情ご賢察いただき、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

以上

【問合せ先】